

# 平成29年度 青森県特別職報酬等審議会

## 第3回審議会

日 時 平成29年12月11日（月） 13時30分～15時00分

場 所 ラ・プラス青い森 4階 ラ・メール／ル・シエル

（司会）

それでは、ご案内の時間より若干早いですけれども、皆様、お揃いのようなので、ただいまから青森県特別職報酬等審議会 第3回審議会を開催いたします。

会議の成立は、当審議会設置条例第5条の規定により過半数の委員のご出席が必要となります。本日は10名中8名のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは遠藤会長、よろしくお願いいたします。

（遠藤会長）

皆さん、こんにちは。

今日は大変お忙しいところ、それから雨が降っておりまして足場の悪い中来ていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、さっそく会議に入ります。

答申の案について。先日の第2回審議会におきましては、知事の給料等の改定額について事務局案をたたき台に、委員の皆様にご意見を伺っていただきました。その結果、改定の方角性としては、知事の給料は1万円から2万円の引下げ、副知事の給料及び議員報酬については据置きという方角性が出てまいりました。また、他団体との給与差も大きくなく、現在の経済状況なども考慮しますと、知事も据置きでいいのではないかといい意見も出されたところがございます。

今回は、前回の委員の皆様のご意見や欠席された委員のご意見も確認して、委員の皆様のご意見を集約した形で答申をまとめていきたいと思っております。

各委員の皆様のご意見を踏まえた答申案が示されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは前回の審議会において、改定の考え方の例を示し、委員の皆様から様々な意見をいただいたところですが、それらを踏まえて答申案を作成しましたのでご説明いたします。

「第3回審議会<答申案>」の資料、1ページ、「答申案の考え方」をお開きいただきたいと思います。

これまでの審議会において示してきた改定の際の考慮事項の状況や委員の皆様からの意見等をまとめております。

まず、他団体の状況につきましては、知事の給料は人口類似団体、財政規模類似団体及び東北各県の平均額は、いずれも本県の額よりも低い状況にあり、副知事の給料及び議員報酬は、副知事の給料の東北平均を除き、本県の額よりも高い状況にあることをご説明いたしました。

また、その他の考慮事項として、本県の一般職の給与や国の特別職の給与水準は低下傾向にあ

ること、などもご説明いたしました。

これらの状況を踏まえ、前回、改定の例をお示ししたところ、委員の皆様からは、知事の給料については、東北各県との比較はわかりやすい、類似団体の平均は納得性がある、近年の経済情勢などを踏まえ、引下げ幅は緩やかに、他団体との給与差も小さく、現在の経済状況なども考慮し、据置きでもいいのではないかと、といったご意見が、また副知事の給料及び議員報酬については、東北各県及び類似団体の状況を踏まえ、据置きが適当である、といったご意見が出されたところでした。

これまでご説明してきた改定の際の考慮事項の状況や委員の皆様のご意見を踏まえますと、下の囲み線のとおり、答申案の考え方としましては、知事の給料については、東北各県、人口類似団体及び財政規模類似団体の状況等を踏まえ、引下げ又は据置きとする。副知事の給料及び議員報酬については、今回の知事の給料の取扱いの方向性のほか、東北各県、人口類似団体及び財政規模類似団体の状況等を踏まえ、据置きとする、ということになろうかと思えます。

この考え方を基に、答申案を作成いたしました。

2ページにお進みください。答申案は3つあります。

答申案1は、知事の給料を1万円引下げることとする案です。この場合、全国順位は変動はありません。

答申2は、知事の給料を2万円引下げることとする案です。この場合、知事の全国順位は31位に変動いたします。

答申案3は、知事の給料も据置きとする案となります。

なお、審議の参考となるよう、知事の給料等の全国の状況が分かる資料を3ページ及び4ページに載せてございます。

以上が答申案の説明となります。

(遠藤会長)

事務局から説明、ありがとうございました。

本日は最後の審議会となりますので、皆様の意見をまとめて、審議会として1つの答申内容を決定する必要があります。

改定額についてですけれども、これまでの審議内容を踏まえて、事務局で今回作成した案をベースに議論していきたいと思えます。ただいまの報告では3つのケースが想定されています。これまでの審議、2回を振り返ってみますと、この3つのケースに沿って検討をし、この中から決定してもよいのではないかと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

いずれかの案に決定することといたしましても、審議会として理由を説明していきますので、その理由についても合わせてご発言をお願いしたいと思います。

なお、今回欠席されております阿保委員、若井委員も、事務局からこれまでの検討状況等を連絡しておりまして、お二人からは検討の方向性について異存はなく、最終的な答申案についても出席委員に任せただけということでしたので、報告させていただきます。

前回の審議では、まず始めに事務局から考え方として東北各県の平均額との比較、3つございました、東北各県との比較、人口類似団体、それから財政規模類似団体が出されました。ただ今、事務局から説明がありましたが、前回の審議を振り返ってみますと、我々と近い団体との比較が妥当であろうというご意見が多く出されたところでした。そこで、東北各県の平均値との比較という観点から、今回、事務局は案を作ってきています。

前回は、知事においては3万円までの減額、それから副知事の給料及び議員報酬の額について

据置き、もしくは引下げ、そういった案が事務局から出され、審議をしまいいりました。県知事の給与については東北各県の平均からすると2万9500円の差があります。そこで、3万円の減額ということもあると思いますが、前回の議論を踏まえつつ、やや穏やかにして、今回の事務局の案では2万円から1万円の差で作ってきているということだと思います。ただ、それでも2万円減額したとしても、宮城県を除いて高い額になります。

以上、前回までの審議の内容を踏まえた上で、今回も皆さんから忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

高山委員、どうぞ、お願いします。

(高山委員)

私は知事のお給料のことなんですけれども、非常に頑張っているから据置きでいいかなとずっと思っていたんですけれども。今の答申案のデータを見ますと、青森県、東北各県の状況と比べるということで私も考えているんですが、青森県が127万で平均に比べて2万9500円高いということと、あと宮城県が131万で高く突出した額になっておりますので、この部分で仮に答申案の3つの案を考えてみますと、1については1万円引下げしても全国順位が変わらないということがあります。それから2万円ですと順位が現在の29位から2つ下がって31位ということになりますので、少し、東北の宮城県を除いた岩手・秋田・山形と近づくということもございますので、全体のバランスから見て答申案2がいいのかなと考えました。

以上です。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他の委員の方、どうでしょう。高田委員、お願いします。

(高田委員)

前回、私は最小限の下げ幅、1万円、同じような財政規模団体と比較して1万円くらい。下げは必要だと、最小限で1万円くらいの下げ幅でいいんじゃないかということでお話をしました。

基本は同じ考えなんですけれども。私が思うのは、さっき高山委員の方から、知事が頑張っているとありましたけれども、それはそれといたしまして、今、やっぱり日本全体が賃上げして日本経済を復活させていかなければならないということで、結構、民間企業にはそういう賃上げ圧力があります。そういった中では、賃上げはできないまでも、賞与とか、いろいろなところで賃金が維持もしくは若干の上昇するようなことを県としても意識して取り組んできているところであります。

そういったことからいくと、青森県も様々な、東北管内全般、全国に比べると弱い中で青森県は農業、観光、様々な分野でいろんな数字が好転してきていることもあって、本来はそこで今言った全国的な賃金上昇で経済復活、こういったことも考慮すると、まあ引上げは無理にしても、最低限据置きくらいでもいいのかなと、正直思う面もあります。

その中でも、今言った東北比較、あるいは全国と比較した中でも、ちょっと知事のところが高いということは、最小限の引下げ幅で答申を出しても、そこは全体的な流れを損なうというか、ある程度のそういう説明がつく最小限の下げにしたということで、気持ちとしては強気でもいいと思うんですけれども、そういった比較をした中では最小限の下げ幅のところがいいんじゃないかと。

こういった賃上げ等が言われている中で、そのトップにある知事が下げることはいかなものかというふうな声が仮に出たとしても、そういった中で最小限にとどめたという説明がつくのではないかということで、ここでいくと答申1になるんですか、私としてはよろしいのではないのかなと思います。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にご意見。はい、どうぞ。内村委員、お願いします。

(内村委員)

前の会議の方でも出た意見かと思えますけれども。それぞれ人口類似団体なり財政規模類似団体ということでの理屈はあるんですけれども、まあ、この委員会もそうですけれども、やっぱり一般の県民からすると隣の県と比較してどうか、というところが一番分かりやすいという思いも含めて、そこら辺をベースにして考えた時には、やっぱり3万近く基準としては高いよという話があれば、やっぱり若干違和感があるんだろうということと言うと、思いとしてはいろいろ、特に賃金を上げろという立場でいろいろやっていることからすればあまり下げたくはないし、下げるとしても少なく、というような話はあるんですが。データを少し理屈的にちゃんと分析をした場合には、やはり3万とは言わなくても2万という数字が最も妥当なのかなというような感じはしております。

ただ、これは知事に対する条件として出せるのかどうかは別にしても、この1万、2万の引下額よりも特例減額で何十万も下げているということ自体が、こういう細かい数字を議論している実態と非常に解離した現状にあると思うので、附則と言いますか意見としては、せっかく様々な議論をして決めた報酬なので、しっかりとそれを適用していただいて、いつまでも特例減額というような知事の意向であったにしても、それはそろそろ財政的にもだいぶ回復基調にあるということ言えば、止めていただくということも条件として付けつつ、繰り返しになりますけれども、この第2案というような形がある意味では客観的な答申ということで県民の方々からもご理解がいただけるのではないかなということと、1万、2万上がったたり下がったり、先ほどあったように賃金的には上昇傾向にあるという話でありますので、これをまた10年も20年も、1回決めたら手を付けないということではなくして、一定程度上がったら上がったなりの状況判断をした中で、また再度検討をするということも必要なのではないかなというふうに思います。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

特例減額、それから検討の機会、今後適宜やっていくということも踏まえた上でのご意見を内村委員からいただきました。

他の委員の皆さん、いかがですか。

(浜谷委員)

概ね、皆様のご意見と違わないんですけれども。今、ここで見直しを、という時に、見たら、他県、東北他県と離れていて、しかも若干高いということで、宮城を別にすればですね、やっぱりこれまで定期的あるいは適時適切に見直されてこなかった結果なんだろうなと思っています。

しからば、今、ここでどうしようかということ考えた時に、今、内村委員からもお話があっ

たように、県民から見れば、やはり一番東北の中でお隣の秋田・岩手、宮城は別にして東北との比較ということが一番納得性が高いだろうなど、こう思います。

そういう意味では、今、2万円下げたとしてもそんなに低いわけでもないということもあるし、案2のところが一番納得性が高いのかなと思っています。

あるいは今年、他の県が上げるかもしれない、下げるかもしれない、これは分からないんですけども、ですから定期的にこれから見直しをしてしかるべきだろうなど、こう思います。

以上です。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

どうぞ、三津谷委員、お願いします。

(三津谷委員)

皆さんからいろんな引下げの話が出ているわけですが、現実的には青森県知事を3期やって、知事なりに非常に財務状況を良くしたという考えからいけば、私は皆さんとちょっと違っているけれど据置きにしたらどうかなど。据置きという背景は、あくまでも財務状況が良い、それからこれからどんどん賃金を上げていかなければいけない世の中だから、知事を下げるといのはいかがか、という考え方を持っています。

我々が仮にきちっと答申をして、私の場合は据置きと言った場合、知事が自分なりに前から自分で押し下げるわけですね。その辺の兼ね合いはどうなの？

(遠藤会長)

そうですね、今、特例減額をやっていますが、仮に今回決めたとしても、また特例減額をやることもあり得ますね。

先ほど内村委員が言われたように、そこは今回の審議会の中で意見として付けるということも可能だと思います。

(三津谷委員)

そういう考え方です。

あと他の面で、自分自身の会社で、自分で高いと思って下げたのは私たちはそこまで関与する必要はない。本人が、我々が答申をして、仮に据置きになった場合、本人が、知事そのものが私は多い、私はそういう仕事をしていないのでこれでいいと1万円下げた場合それでいいんじゃないかと思います。

以上です。

(遠藤会長)

それは特例減額という形の中でやっていることですので。そういうことも想定されますね。

(向井委員)

前回、見直しをして、久しぶりの見直しなのにここで下げるといこと、ちょっと県民としてしのびないという意見も申し上げましたけれども、やはり、他の県との比較、東北各県との比較、それからほぼ類似県と言いましょいか似たような財政状況の中で青森県だけが飛び抜けて下がっ

ているとか上がっているとかということは、やっぱりバランス上でも良くないと思いますので、下げ幅はなるべく少なくしてということで、私としては答申案1に賛成したいと思います。

(遠藤会長)

そうですね、ありがとうございました。

どうでしょうか、熊井委員、お願いします。

(熊井委員)

やはり、経済への影響を考えると据置き案が非常に良いと思います。ただし、向井委員がおっしゃられたように、他県との比較も考慮しなければなりません。あとは、特例減額について引っかかってしまいます。仮に給与減額の結果となった場合は、特例減額について1度リセットすることを要望する意見を付けていきたいと考えております。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

今回は、東北6県の各県の平均値との比較ということでやっていこうということで検討してまいりました。それを見ますと開きがあるということから第1の案と第2案が出てまいりました。少し緩めで2万円というのが第2案でございました。それから第1案が1万円ということでございます。それから据置きということで案が出ております。

委員の皆様からもう少しご意見を出していただいて、少し方向性を定めていきたいと思いますので、引き続きご意見を出していただければと思います。

(三津谷委員)

事務局は、他県の動向は何も聞いておりませんか、どういう動きをするのか。宮城県は高いわけですね。あとの県は、上げるとかというお話、内部の話ですよ、上げるとかという話は出ておりませんか。参考までに。

(遠藤会長)

他の県の動向ですか。分かっている範囲で。

(事務局)

今年度は山形県が審議をする予定となっておりますが、まだ方向性は決まっていないということです。

(三津谷委員)

そうですね、分かりました。

今日、委員長の話、出した方がいい。委員長の考え方を述べてもらいたい。

(遠藤会長)

東北6県でいきますと、宮城県を除くと高い水準ですので、今回、減額をしたとしても、まだ東北6県の中では高い位置にあるということを考えますと、これは人にやるということではなくて、知事のポストでこの水準でいきましょうということですので、そういうことを考えるという

ことと、それから県民の所得、それから生産活動の水準ですよね、成長率というふうなこと、地域社会の成長率を考えますと、その判断からすると減額をしても東北6県の中では高い位置にありますので、その水準でいった方がいいかなという感じはしております。

額をいくりにするか、そこは皆さんのご意見をもう少し出していただいて詰めていきたいなと思います。

はい、どうぞ。

(高田委員)

我々、民間企業であれば賞与は引下げはしますけれども、いわゆる、こういう基本給というか、こういったところというのはよっぽどのがなければ下回ることはなくて、常に賃上げでいくんですよ。そういった観点からいくと、県の特別職、今回、委員会は引下げと言っているんですけども、そもそも引下げということが他県も当たり前に、今おっしゃったみたいな成長率だ、そういったところで当たり前に変動するということで、他県も認められているのかということと、あと、その変動幅についても、そういう様々な指標を参考にして変動されているのか。その辺のところをもう少し。

下げ幅ですね、下げるということは本当にイレギュラーな、我々、民間にしてみればね。そういったことが行政の世界で当たり前になされていることなのかどうかということと、その下げ幅についても、1万とか2万とか3万とか言っていますけれども、例えばマックス3万だとすると、その辺の下げ幅というのは当たり前に許容される範囲内なのかなど。

(遠藤会長)

前に資料を出していただいていますので。

(高田委員)

すいません、ちょっとかいつまんで、簡単に。

(事務局)

ただ今の点についてご説明申し上げます。

まず減額の事例が全国的にどうかという点ですけれども、ここ十数年の間では、むしろ減額している団体の方が多い状況にあります。それから減額の実額の額になりますけれども、東北各県の状況というのが今、手元にありますので、その状況でご説明しますと、お隣、岩手県は昨年、改正をしております、その際は1万円引下げと、それから宮城県はちょっと古くなって18年になりますが、その際は2万円、それから秋田県は18年に引下げしていますが、ちょっと大きくて6万円、山形県は9万円ほど、それから福島県は、こちらは上がっておりますが、上がった額は3万円と。ですので、引下げの際も10万円近い額が引下げになっている例もあるということでございます。

(高田委員)

平成18年に増額しているんじゃないですかね。

(事務局)

宮城県は2万円減額です。

第1回目、この資料がございまして、参考資料、この参考資料の14ページ。こちらに東北各県の知事の給料と議員報酬の額の推移、直近までのものを掲載しております。

(遠藤会長)

よろしいですか。

(高田委員)

引下げの際も大きいところがあるということですね。

(事務局)

そうです。

(浜谷委員)

おそらく、私は今回、この審議会に出て何を議論するかと、多分上げるんだらうなと思って来たんですよ。安倍総理も3%の賃金改定を期待するとか、世の中はそろそろ上げる局面に入ってくると。じゃあ、今の報酬も上げるんだらうなと思って来たんです。

ところが、そこでまず非常に戸惑いというか、また一方では特例減額がありますでしょう。その問題と今の問題と、それから世の中なども上げろという時になぜ下がるんだと。しかも、我々、知事さんが非常に一生懸命頑張っていると。身近にいて皆さん、そう感じているわけですよ。頑張るといのは、じゃあ他の県の知事が頑張っていないかという、それはよく分からない話で、あまりそこのところは、気持ちは分かるんですけどもあまりこういうところでは考慮に入れるべきではないだらうなと。

今回の見直しは、結局、ずっと見直しをしてこなかった結果、タイムラグがあるわけですよ。下げる局面の時に据え置いてきた。この間、10年間とおっしゃいましたっけ？相当長い期間、見直してこなかったわけですよ。

ですから、多分定期的に適切に見直しをしていけば、多分こんなことにならないだらうなと思っていて、それは、ですからこれからは定期的に、あるいは他県の動向等を見ながら適時適切にと言ったのはまさにそういうことなんですけれども。そうやってやっていけば、世の中が上がったからと言ったって、じゃあすぐ特別職を上げようとは多分直結はしないだらうと思うんですよ。皆さんがたまねく恩恵を受けた中で、そろそろじゃあ上げようかと、多分こんな感じになると思います。多少のタイムラグはしょうがないと思うんですが、むしろ、そうあるべきなんだらうなと思うんですが。あまりにも長い間見直しをされてこなかったの、今、非常に変な感じているのかなと。

ですから、ここでリセットをする必要があると思うんですよ。それは何を基準にして、今回見直しをするかというのは、やはりさっき話をしたように県民の皆さんから分かりやすいのは、やっぱり東北各県の、宮城はちょっと別ですけどもね、除いた東北各県の状況がどうなんだらうかと。仮に今、2万円下げたとしても、少しは上がっている、高いという水準。

1万円というの、その結果、どうなるか、まだ高いと思う、こういう話になるわけですよ。

ですから2万円が適切かなと思ったのは、ほぼ横並びということですね。

(遠藤会長)

ありがとうございます。



高山委員、いかがですか。

(高山委員)

さっきと意見は変わらないんですが、2万円引下げで答申をしたいと思いますけれども。皆さんからご意見をいただいた2つ、非常に特例減額というのを早期に是正すべきであるということと、適時的確な時期に改定をすべきであると。我々の意見を付帯事項か何かで答申に盛り込むということで、我々、ただ下げろと言っているのではないと。要するに今まで引下げこなかった分、リセットだということをやっぱりどこかで委員の総意として盛り込んでおかないとダメかなと思っております。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

他にございますか。

諸外国との検討も必要だと思います、おそらく。例えばアメリカ、それからヨーロッパとか、諸外国で行政職員の一番トップの給与の額、それから政治家。日本は世界の中では非常に特徴がある報酬の出し方をしているという感じもします。全体的に高めになっていますので。行政職については、これは経営をやる方ですので高いんですが、政治職の場合には必ずしも世界的に見るとどうかというと、日本の場合は非常に特徴のある仕方をしているんですね。つまり最初の段階でどうなのかということ、本当は議論をしないといけないですね。それから経済的なことを踏まえて、私たちは議論をしていく必要があると思います。

今、ご発言がありましたけれども、条例で決めても特例減額という形でずっと知事の場合には減額をしまっていましたので、それは議論になりましたけれども付記していくということは重要だと思います。それから適宜審議会を実施する、これは大事だと思いますね。ここ数年、ずっと審議会を開いてきませんでしたので。

ですので、委員の皆さんからお話がありましたように、審議会を定期的を開催するということがいいと思うんですが、世界的な観点から考え、実際の経済状況とすり合わせをしていく、これが極めて大事ではないかと思います。

委員の皆さんから、もしなければ、現時点で意見が分かれていますので、この場合にはどうするかと言いますと、多数決という方法があります。本当は、とことん意見を出し合うというのが方法ですけども、皆さんに挙手をしていただいて多数決でということもやむを得ないと思います。

いかがでしょうか、よろしいですか。

(熊井委員)

減額する・しないの間に大きな差がありますので、それをまず決めてはいかがでしょうか。それで減額と決まった場合は、次に額を話し合えば議論が深まると思います。

(遠藤会長)

そうですね。それでは一旦、据置きか、それとも減額かということで皆さんの方向性を1つにいたしましょうか。

よろしいですか、それでは審議会運営規則第3条の規定がございまして、多数決で据置きか、それとも減額かというところを決したいと思います。

それではまず知事の給料を減額すると、額はともかくとして減額するというのがよろしいのではないかという委員の皆様は挙手をお願いいたします。

【委員5名が挙手】

ありがとうございます。

そうしますと多数の委員の皆様は減額するという方向です。

では、次に減額の程度について決めていきます。事務局で提案されています1万円にするか2万円にするか。東北6県の状況を見ますと、平均からすると3万円近くの差になるわけですが。そこを1万円にするか2万円にするか、改めてご発言をしたいという方がいらっしゃればお願いします。

よろしいですか。では、これも運営規則により多数決で決定したいと思います。

それでは審議会運営規則第3条の規定により、多数決で決定したいと思います。2つあります、1万円を引下げる答申案1、それから2万円引下げる答申案2、この2つについて多数決で決したいと思います。

知事の給料を1万円引下げとする答申案1がよろしいのではないかという委員は挙手をお願いいたします。

【委員4名が挙手】

知事の給料を2万円引下げとする答申案2がよろしいのではないかという委員は挙手をお願いいたします。

【委員3名が挙手】

分かりました。それでは多数決の結果、答申案1が多数となりましたので、審議会として答申する額は答申案1のとおりとする、でよろしいでしょうか。

(遠藤会長)

最終的に、答申案1を採択するというので、よろしくをお願いいたします。

また、先ほど意見に出てきました特例減額、現在は20%、減額を県知事はやってございますけれども、これをについては付記する。

(熊井委員)

それは、この委員会には権限がないのですね。

(遠藤会長)

そうですね。ですから意見を付記する形で、その文言は、特例減額については是正するというのでよろしいでしょうか。

(高山委員)

早期の是正を図るということで。

(遠藤会長)

では早期の是正を図ると、そういう意見を付記するというのでよろしいでしょうか。

では特例減額についてはそのようにしたいと思います。

それからこの審議会の適宜開催ですね、これもやった方がいいというご意見がございました。

従来いろいろな事情があってやってこなかったと思うのですが、審議会の皆さんからご意見がございましたので、やっていくという方向で考えてください。

(三津谷委員)

10年に1回ではなしに。

(遠藤会長)

ではそのことについても付記するということにしたいと思います。

よろしいですね、ありがとうございます。

それでは1の内容についてはそのような形で進めていきたいと思えます。

続きまして諮問事項の他に審議会に(2)の参考意見を求められている事項がございます。内容について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

もう1つの資料、各委員の意見を求める事項という資料になりますが、1ページをお開きいただきたいと思えます。「改定時期について(案)」ということがございます。

本審議会としては、知事の給料を引下げるのが適当であるとしたところですが、この引下げをいつから実施するのか、その時期について委員の皆様からご意見をお願いいたします。

今回の答申に基づき、条例改正を進めていく際の今後のスケジュールとしては下の図の改定スケジュール例が考えられます。2月下旬から始まる2月定例会に改正条例案を提出し、議会の議決をいただき、3月下旬に改正条例を公布するというものです。

このようなスケジュールを踏まえると、給料の額を引下げる場合には、「不利益不遡及」の原則により、既に支給済みの給料まで引下げるような遡及改定はできないことから、改定時期は平成30年4月1日が適当であると考えております。

説明は以上です。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

事務局から、ただ今、改定時期について説明がありましたけれども、ご意見、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。

(三津谷委員)

事務局案が適当と思えます。

(遠藤会長)

いいですか。参考意見を求められている事項については、審議会として意見は集約はしません。が、各委員の意見を参考に県が最終的な改正案を検討するということですので、事務局から今、示された案が適当かどうかご意見をいただきたいということだったんですが、特になければこれで進めていきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

では、平成30年4月1日が適当であるとして知事にお伝えしようと思えます。

続きまして退職手当について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

続いて、資料の2ページ、「退職手当の改定案について(考え方)」をお開きいただきたいと思  
います。

本県の知事及び副知事の退職手当は、これまで、東北各県との均衡を考慮して措置してきたと  
ころですが、平成29年4月1日現在の手当額の状況を見ると、知事が全国11位、副知事が1  
9位となっております。

知事の給料の改定の考え方と同様に、東北各県、人口類似団体及び財政規模類似団体の退職手  
当の状況を参考に、支給割合を決定することとすると、東北各県、人口類似団体及び財政規模類  
似団体のそれぞれの平均額と比較した場合、本県が高い状況となっていることから、支給割合を  
見直し、手当額を引下げることが適当と考えられます。

なお、退職手当の算定基礎となる給料は、現行制度では給料の実支給額とされているため、資  
料で示している現行の退職手当の額も、減額後の給料を基にしていますが、知事等の給料の特例  
減額の実施の有無にかかわらず、退職手当の本来額の適切な水準を確認するため、次のページの  
改定案については給料の本来額を基礎に算定した退職手当をお示ししていますので、これらにつ  
いてご意見くださるようお願いいたします。

では、具体的な改定案についてご説明します。3ページ、「退職手当の改定案(改定案)」をお  
開きいただきたいと思います。

まず、知事の退職手当については、人口類似団体及び財政規模類似団体の支給割合の平均が約  
0.55となっており、東北各県の支給割合の範囲、0.55から0.70の間にもあることか  
ら、支給割合を0.55程度に引下げることとします。

次に、副知事の退職手当については、人口類似団体及び財政規模類似団体の支給割合の平均が  
0.40となっており、東北各県の支給割合の範囲0.38から0.47の範囲の間にもあるこ  
とから、支給割合を0.40程度に引下げることとします。

なお、今回参考とした東北各県や人口・財政規模類似団体等において、今後、知事等の退職手  
当の支給割合の見直しが行われた場合には、その動向を踏まえた支給割合としたいと考えており  
ます。

説明は以上です。

(遠藤会長)

ありがとうございます。

それでは皆さんからご意見、ご質問のある方はご発言をお願いいたします。

これは意見を求めるということですので、皆さんからいただければそれを出すということにな  
ります。

(熊井委員)

ここは意見を言う場で決定する場ではないので、ほかどこかで最終的に決める場があるんで  
しょうか。

(事務局)

意見は意見として知事の方に、答申とは別に伝えるということになります。

(内村委員)

条例で決めるということなんですよ。

(遠藤会長)

最終的に議会で決定するということですね。

(高山委員)

これも支給割合を、これもさっきみたいに何年間か条例を変えないでと。

(遠藤会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今回、この答申をいただいた後に、県の方で対応を検討しまして、必要であれば議会の方に条例改正の議案を提出するという事です。

(三津谷委員)

前回の見直しっていつ？

(事務局)

退職手当の支給割合については、今回、久しぶりの見直しになっておりますが、これまで知事の給料自体が特例カット、特例減額によって増減している関係で、その時々で状況で退職手当が支給されているという状況がございます。制度としては久しぶりの見直しということになります。

(内村委員)

特例減額なりをした部分を退職金に跳ね返らせたということなんですか。知事も長いのでその期間に退職金が出るということは前の知事ぐらいだと思いますけれども、本来、退職金とかに減額なりその時々で何かの事情で本来の報酬が一時的に動いたのが反映されるべきではないと思うのですが、そういう事案もあったんですか。

(事務局)

今の給与の決め方ですけども、条例では別表に定める額の範囲で知事が定めるというような内容になっておりますので、その範囲内で知事が別途定めているのが給与額ということになります。

(事務局)

現在の退職手当は先ほどご説明したとおり、実際に支給されている額、これを算定の基礎としております。従いまして、現在、知事の場合は2割特例減額をしておりますので、2割減額後の給料、先ほどの資料で申し上げますと101万6千円、これを基礎として規定の支給割合を乗じた額が支給されているという形で、実際に支給される給料の額と退職手当の額というのは連動してございます。

(遠藤会長)

今回、改定にあたって先ほど審議した内容、これは東北6県の平均で検討しましたがけれども、今回の退職手当に当たっても、それを勘案してから実際を変えていくという考え方でよろしいですか。

(事務局)

今回、ご意見を伺うのは、特例カットした後の額ということであると、当然カットの変動によって退職手当の水準というのは大きく変動いたします。やはり、そうではなくて、カットがあらうとなかろうと、その実施に関わらず本来の退職手当の水準としてはどの水準が一番適当なのかと、こういった観点から、今回、皆様の方からご意見、答申をいただくその額を基礎として、実際、支給割合をいくつにするのが最も適切な水準になるのかということでご意見を伺っているということです。

(遠藤会長)

そういう意味では今回の給料の改定と連動する形での改定だというふうにご理解をしていただければいいと思います。

では、このことについてご理解をいただければ、各委員の皆さん方の意見、適当であるというふうに知事にお伝えをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(三津谷委員)

よろしいです。

(遠藤会長)

それでは、そのようにしたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

それから諮問事項と各委員の意見を求められた事項の他にも、これまでの審議会では審議会の設置時期に関する意見、それから給料の本来額と特例減額の関係に対する意見がございました。これらについても口頭ということになるかもしれませんが、知事にお伝えをするということでもよろしいでしょうか。

はい、それでは答申書の記載内容の最終的な表現についてなんですけれども、私にお任せいただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

知事に対する答申につきましては、12月27日を予定しています。私が県庁に出向いて知事に直接答申するということになりますが、ご承知おきいただきたいと思います。

大変長い間、ご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

以上をもちまして、今回の審議会を終了したいと思います。3回にわたって、皆様、本当に貴重な時間を使ってご審議をいただきました。本当にありがとうございます。

委員の皆様のご協力のお蔭をもちまして、答申内容を今回のような形で決定することができ、深く感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございます。

それでは審議会の閉会にあたりまして、総務部長からご挨拶申し上げます。

(総務部長)

審議会の閉会にあたりまして、私から一言、お礼を申し上げたいと思います。

大変お忙しい中、委員の皆様方には審議会にご出席をいただきまして、そして知事等の給料等につきまして幅広い観点からご審議を賜り、心から御礼を申し上げたいと思います。

先ほど会長からお話もございましたけれども、本日、取りまとめていただきました答申、そして改定時期並びに退職手当に関するご意見、その他、委員の先生方からのご意見は会長から後日、知事に直接お伝えをいただくという手はずを考えてございます。

私どもといたしましても、今後となりますけれども、委員の皆様からいただきましたご意見を十分尊重しながら、条例改正等の必要な対応につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

審議会、本日で解散という形になりますけれども、委員の皆様方におかれましては引き続き県政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜りますよう、そしてご指導賜りますようお願いを申し上げます。

審議会の閉会にあたりましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

最後に事務局から1点、連絡事項がございます。

今回の審議会は公開で行っており、会議資料の他、会議録についても県のホームページで公開する予定としております。会議録につきましては、公開の前に皆様にお送りいたしますので、発言内容についてご確認いただき、修正を要する部分ございましたらご連絡をいただくようお願いいたします。

では、以上をもちまして平成29年度青森県特別職報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。